

大津町立大津北小学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 1 月策定
平成 28 年 6 月改訂
令和 3 年 4 月改訂

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 13 条及び人権尊重の理念に基づき、大津北小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

（1）いじめの定義といじめの防止等に関する基本理念

【定義】「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【基本理念】いじめ問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。とりわけ学校教育においては、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に全教職員で取り組む。さらに、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有し、問題の解決を図る。

（2）いじめの防止等の対策のための校内組織の設置

①いじめ対策委員会

いじめが認知された場合、速やかに、校長、教頭、養護教諭、該当担任、生徒指導主任、人権教育主任及び必要に応じて関係機関から派遣される職員による「いじめ対策委員会」を開催する。ただし、小規模校である本校の実態から、事案によっては全職員で対応する。

②情報集約担当者の設置

校務分掌にいじめ相談及び情報集約担当者（生徒指導主任）を設置する。

③子どもを見つめる会

月に 1 回、気になる児童について現状や指導に関する情報交換及び共通理解を行い、事案によっては対策について協議する。

（3）いじめの防止等に関する取組 【別紙】

（4）教育委員会や関係機関との連携

①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害（自殺、重大な傷害、金品等の重大な被害、精神性の疾患発症など）が生じた疑いや、相当の期間（年間 30 日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の対応を相談する。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

②いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し適切に援助を求める。

（5）保護者への連絡と支援・助言

いじめが認知された場合は、保護者に事実関係及び指導内容を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に対する情報を適切に提供する。

（6）懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条に基づき、いじめを受けた児童の安全を第一にいじめを行った児童に対して適切に懲戒を加える。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し健全な人間関係を育むことができるようとする。

（7）学校評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取組等についての項目を加え、適正に自校の取組を評価し公表する。